前橋市監査委員公表第21号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、別紙のとお り公表します。

令和4年1月11日

前橋市監査委員 根 岸 隆 夫

同 長岡敏夫

同 中林 章

同 小曽根 英 明

都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年12月17日

監 結 果 査 (指摘・要望事項)

指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等

【監查対象所属:市街地整備課】

業務(一部)完了報告書における委託(一 部)金額の未記入について(指摘事項)

二中地区(第一)十地区画整理事業 建築 築物等調查算定業務委託仕様書兼特記仕様 書」で定められた部分引渡しについて発注者 が業務打合せ書により指示し、これにより受 注者から契約規則第54条にのっとった業務 係る金額が記入されておらず、発注者が部分 引渡し物件の完了を確認できるものとなって いなかった。

業務(一部)完了の確認に当たっては、部一た。 分引渡し物件に係る金額が明記された当該 報告書により、適正に行われたい。

また、本業務は契約約款第33条及び第3 9条により受注者が部分引渡しに係る委託 金の請求及び支払いを受けることができる とされているが、契約書で部分払を「無」と していることから、委託金の請求及び支払い を受けることができない契約となっていた。

今後、部分引渡しを伴う業務発注を行う場 合は、契約書と契約約款の整合が図れるよ う、契約監理課と協議し改善されたい。

業務(一部)完了報告書における部分引渡し 物等調査算定業務(第16号)において、「建物件に係る金額の記入に関しては、受注者に対 して記入の徹底を図るとともに、発注者側でも 確認を行うこととした。

また、契約約款において受注者が部分引渡し に係る委託金の請求及び支払いを受けることが (一部) 完了報告書及び部分引渡し物件が提 できるとなっていたにもかかわらず、契約書で 出された。しかし、当該報告書に当該物件に 部分払いの有無が「無」となっていたことにつ いては、契約監理課と協議し、契約書の部分払 いの有無を「有」とするとともに、担当係長及 び他の係員による確認を十分に行うよう改善し

都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年12月13日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要 望 事 項 に 対 す る 考 え 方 等
【監査対象所属:区画整理課】	
様書で定めている工事打合せ書5件に関して、 項目欄及び年月日欄の記載漏れ4件、一般監督	の提出があった際の記載・押印漏れの確認や、 必要な決裁処理について周知徹底を図ることと した。また、建設工事請負契約約款や前橋市工 事監督要領、群馬県建設工事工程管理要領にの っとり、適切かつ的確な処理を行うよう課内で 定期的に担当者研修を行うことを決定した。